

事務連絡  
令和4年6月15日

各 都道府県  
市区町村 認可外保育施設所管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

### 「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）については、本年6月8日に国会で可決・成立し、本日公布されたところであり、同日に、『「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）』（令和4年6月15日付け子発0615第1号・障発0615第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を发出したところです。（参考資料1）

改正法においては、認可外保育施設に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とする改正（以下「本改正」という。）がなされることから、下記のとおり、本改正の趣旨・内容及び留意事項についてお知らせしますので、ご了解ください。

### 記

#### 1. 本改正の趣旨・内容

##### （1）本改正の趣旨

認可外保育施設については、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会」の下に置かれた「都道府県と市町村に関わる実務ワーキンググループ」による「認可外保育施設の質の向上に関する議論のまとめ」（令和4年3月1日）において、「改善勧告や事業停止命令等の措置に係る情報の円滑な共有が図られるよう、国において、情報の公表・共有に係る関連規定を整備すべき」とされたところです。（参考資料2）

また、「社会保障審議会 児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」の「議論のとりまとめ」（令和3年2月19日）においては、ベビーシッターによるわいせつ事案の再発防止策として、ベビーシッターに対

する事業停止命令等に関する情報の公開、地方自治体間における共有について提言されているところです。(参考資料3)

本改正は、これらを踏まえ、認可外保育施設の質の向上及びベビーシッター等によるわいせつ事案の再発防止のため、以下1.(2)のとおり改正を行うものです。

## (2) 本改正の内容

本改正では、以下2点の改正を行うこととしております。

- ① 都道府県知事(指定都市、中核市、児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。)は、認可外保育施設の設置者に対して改善勧告、事業停止命令、施設閉鎖命令を行うために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができるものとし(第59条第7項関係)。
- ② 都道府県知事は、認可外保育施設について、事業の停止又は施設の閉鎖に関する命令をした場合には、その旨を公表することができるものとし(第59条第9項関係)。

## 2. 留意事項

本改正の施行時期は、「公布の日から起算して3月を経過した日」であり、令和4年9月15日の施行となります。

他の都道府県知事に対して提供を求めることができる事業停止命令等に関する情報の範囲についての考え方や、当該情報の公表の方法等に関しては、今後、本改正の施行に合わせて、認可外保育施設指導監督の指針の改正等を行い、お示しする予定です。

以上

### 【本件の問合せ先】

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03 - 5253 - 1111 (内線 4838)

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

子 発 0615 第 1 号  
障 発 0615 第 1 号  
令 和 4 年 6 月 15 日

各 ( 都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
中 核 市 市 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 ) 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「児童福祉法等の一部を改正する法律」  
の公布について (通知)

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号。以下「改正法」という。)については、本年6月8日に国会で可決・成立し、本日公布されたところである。改正の趣旨及び概要は下記のとおりであり、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。また、都道府県知事におかれては、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)への周知徹底を併せてお願いする。

改正法は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとしている。今後、必要な政省令等の改正を行い、その内容について別途通知する予定である。また、改正法の施行に際しての留意点、その内容等を踏まえた通知改正等についても、別途通知する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、一時保護開始時の要件及び手続の整備、入所措置や一時保護の決定時における児童の意見聴取等の手続の整備、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和、児童に対するわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等の措置を講ずる。

## 第二 改正法の主な内容

### 一 児童福祉法の一部改正

#### 1 市町村による包括的な支援のための体制の強化等に関する事項

- (一) 市町村の業務として、児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童及びその保護者、特定妊産婦等に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うものとした。(第10条第1項第4号関係)
- (二) 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならないものとし、当該センターは、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とするとともに、家庭からの相談に応ずること、(一)の計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと、関係機関との連絡調整、児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を円滑に行うための体制の整備等の業務を行うほか、(三)の地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとした。(第10条の2関係)
- (三) 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関(保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所等であって、的確な相談及び助言を行うに足る体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この(三)において同じ。)の整備等に努めなければならないものとし、地域子育て相談機関は、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報提供を行うよう努めなければならないものとした。(第10条の3関係)
- (四) 保育所は、地域の住民に対して、その行う保育に関し情報の提供を行わなければならないものとした。(第48条の4第1項関係)

#### 2 児童等に対する支援の充実等に関する事項

##### (一) 障害児通所支援に関する事項

- (1) 肢体不自由のある児童を支援の対象とした医療型児童発達支援について全ての障害児を対象とする児童発達支援に一元化するものとした。(第6条の2の2第2項関係)
- (2) 放課後等デイサービスの対象となる障害児に、専修学校等に就学している障害児のうち、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。)が認める者を加えるものとした。(第6条の2の2第3項関係)
- (3) 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設であることを明確化するものとした。(第43条関係)

##### (二) 児童自立生活援助事業の対象者等に関する事項

児童自立生活援助事業について、事業の実施場所を拡充するほか、満20歳以上の措置解除者等であって政令で定めるもののうち、大学の学生であることその他のやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたものを対象とするものとした。（第6条の3第1項関係）

(三) 都道府県又は市町村等による事業の実施等に関する事項

(1) 新たに創設する事業

イ 親子再統合支援事業とは、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第15項関係）

ロ 社会的養護自立支援拠点事業とは、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第16項関係）

ハ 意見表明等支援事業とは、4の(二)の意見聴取等措置の対象となる児童の入所の措置又は一時保護等の措置(3の(四)及び4において「入所措置等」という。)を行うことに係る意見又は意向及び入所の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第17項関係）

ニ 妊産婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第18項関係）

ホ 子育て世帯訪問支援事業とは、要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第19項関係）

ヘ 児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第20項関係）

ト 親子関係形成支援事業とは、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第6条の3第21項関係）

(2) 事業の拡充

イ 子育て短期支援事業について、保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあっては、当該保護者への支援を行うことができるものとした。（第6条の3第3項関係）

ロ 一時預かり事業について、子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児をその対象者として含むものとした。（第6条の3第7項関係）

(3) 事業に関する手続等

イ 都道府県又は市町村は、(1)の事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないものとした。（第21条の9、第23条の2及び第33条の6の2関係）

ロ 市町村、都道府県の設置する福祉事務所の長及び児童相談所長は、(1)のロの事業の実施が適当であると認める者を、当該事業の実施に係る都道府県知事に報告するものとし、福祉事務所を設置していない町村又は都道府県の設置する福祉事務所の長及び児童相談所長は、(1)のニの事業の実施が適当であると認める者を、それぞれ、当該事業の実施に係る都道府県知事に報告し、又は都道府県知事若しくは市町村の長に報告し、若しくは通知するものとし、児童相談所長は、(1)のホからトまでの事業又は(2)のロの事業の実施が適当であると認める者を、当該事業の実施に係る市町村の長に通知するものとした。（第25条の7、第25条の8及び第26条第1項関係）

ハ (1)のロ若しくはニの事業を行う都道府県又は(1)のニの事業を行う市若しくは福祉事務所を設置する町村は、それぞれ、ロ若しくは四による報告を受けた児童等について、又はロ若しくは四による報告若しくは通知を受けた妊産婦等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該事業の利用を勧奨しなければならないものとした。（第23条の3及び第33条の6の3関係）

ニ 国及び都道府県以外の者による(1)のイからニまでの事業、市町村、社会福祉法人その他の者による(1)のホ及びトの事業並びに国、都道府県及び市町村以外の者による(1)のへの事業の実施に係る届出手続等について規定するものとした。（第34条の7の2～第34条の7の7、第34条の11、第34条の17の2及び第34条の17の3関係）

(四) 市町村による利用勧奨及び措置

(1) 市町村は、1の(一)の計画が作成された者その他の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下この(四)において「家庭支援事業」という。）の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業（当該市町村が実施するものに限る。）の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならないものとした。（第21条の18第1項関係）

(2) 市町村は、(1)の者が、(1)の勧奨及び支援を行っても、なおやむを得

ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができるものとした。（第 21 条の 18 第 2 項関係）

### 3 都道府県等による支援に関する事項

#### (一) 里親支援に関する事項

(1) 児童福祉施設として、里親支援センターを追加するものとした。（第 7 条第 1 項関係）

(2) 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とし、同センターの長は、当該事業及び当該援助を行うに当たっては、都道府県等の関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めなければならないものとした。（第 44 条の 3 関係）

#### (二) 措置解除者等の自立支援

都道府県の業務として、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うものとした。（第 11 条第 1 項第 2 号又関係）

#### (三) 障害児入所支援に関する事項

(1) 都道府県は、障害児入所施設に在所している障害児等が、障害福祉サービス等を利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について、市町村その他の関係者との協議の場を設け、市町村その他の関係者との連携及び調整を図ることその他の必要な措置を講じなければならないものとした。（第 24 条の 19 第 4 項関係）

(2) 都道府県は、障害児入所給付費等の支給を受けている者又は措置により障害児入所施設に在所等している者であって、障害福祉サービス等を利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものについて、満 20 歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受けなければ、又は障害児入所施設に在所させる等の措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満 23 歳に達するまで、引き続き障害児入所給付費等を支給し、又は障害児入所施設に在所させる等の措置を採ることができるものとした。（第 24 条の 24 第 2 項及び第 31 条の 2 関係）

#### (四) 関係機関への協力の求めに関する事項

都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、入所措置等に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるものとし、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないものとした。（第 33 条の 3 の 2 関係）

### 4 児童の権利の擁護に関する事項

(一) 都道府県の業務として、入所措置等その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審

議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うものとした。(第11条第1項第2号り関係)

- (二) 都道府県知事又は児童相談所長は、児童に入所措置等を採用する場合又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合等においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して入所措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置(以下この(二)において「意見聴取等措置」という。)をとらなければならないものとした。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、児童に入所措置等を採用し、又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置への変更等を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならないものとした。(第33条の3の3関係)

## 5 一時保護に関する事項

### (一) 一時保護開始時の要件及び手続の整備に関する事項

- (1) 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第6条の6第1項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとした。(第33条第1項関係)
- (2) 都道府県知事は、(1)の場合であつて、必要があると認めるときは、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができるものとした。(第33条第2項関係)
- (3) 児童相談所長又は都道府県知事は、(1)又は(2)による一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、(1)の場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に(4)の一時保護状を請求しなければならないものとした。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないものとした。(第33条第3項関係)

イ 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の同意がある場合

ロ 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

ハ 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合

- (4) 裁判官は、(3)の請求(以下この(一)において「一時保護状の請求」という。)のあった児童について、(1)の場合に該当すると認めるときは、一時保護状を発するものとした。ただし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは、この限りでないものとした。(第33条第4項関係)
- (5) (4)の一時保護状には、一時保護を行う児童の氏名、一時保護の理由、発付の年月日、裁判所名並びに有効期間及び有効期間経過後は一時保護を開始

することができずこれを返還しなければならない旨（（3）の後段に該当する場合に限る。）を記載し、裁判官がこれに記名押印しなければならないものとした。（第33条第5項関係）

(6) 一時保護状の請求についての裁判は、判事補が単独ですることができるものとした。（第33条第6項関係）

(7) 児童相談所長又は都道府県知事は、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときは、速やかに一時保護を解除しなければならないものとした。ただし、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、児童相談所長又は都道府県知事は、当該裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り、（1）の場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求することができるものとした。（第33条第7項関係）

(8) （7）のただし書の請求を受けた地方裁判所又は家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならないものとした。（第33条第8項関係）

(9) 児童相談所長又は都道府県知事は、（7）のただし書による請求をするときは、一時保護状の請求についての裁判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができるものとした。（第33条第9項関係）

(10) （7）のただし書による請求を受けた裁判所は、当該請求がその規定に違反したとき、又は請求が理由のないときは、決定で請求を棄却しなければならないものとした。（第33条第10項関係）

(11) （7）のただし書による請求を受けた裁判所は、当該請求が理由のあるときは、決定で原裁判を取り消し、自ら一時保護状を発しなければならないものとした。（第33条第11項関係）

(二) 一時保護施設の設備及び運営に関する事項

都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保する基準を定めなければならないものとした。なお、当該施設の運営について、条例で基準を定めなければならない事項として児童の安全の確保も含むこととした。（第12条の4関係）

6 児童福祉司の任用要件等に関する事項

(一) 児童福祉司の任用に係る要件について、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるものを追加した。（第13条第3項第1号関係）

(二) 指導教育担当児童福祉司に係る要件について、（一）の者のうち、内閣府令で定める施設において2年以上相談援助業務に従事した者その他の内閣府令で定めるものにあつては、児童福祉司としておおむね3年以上勤務した者であつ

て、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものを追加した。（第13条第6項関係）

## 7 保育士の登録に関する事項

- (一) 禁錮以上の刑に処せられた者は保育士となることができないものとするほか、児童の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられた者が保育士となることができない期間を、その執行を終えた日等から起算して2年間から3年間とした。（第18条の5関係）
- (二) 都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行ったと認められる場合には、その登録を取り消さなければならないものとした。（第18条の19第1項第3号関係）
- (三) 都道府県知事は、(二)により保育士の登録を取り消された者、(二)以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうち、その登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者等（以下この(三)及び(四)において「特定登録取消者」という。）については、その行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができるものとし、当該登録を行うに当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならないものとした。（第18条の20の2第1項及び第2項関係）
- (四) 都道府県知事は、(三)による登録を行おうとする際に必要があると認めるときは、保育士の登録を取り消した都道府県知事その他の関係機関に対し、特定登録取消者についてその行った児童生徒性暴力等の内容等を調査し、保育士の登録を行うかどうかを判断するために必要な情報の提供を求めることができるものとした。（第18条の20の2第3項関係）
- (五) 保育士を任命し、又は雇用する者は、その任命し、又は雇用する保育士について禁錮以上の刑に処せられた者若しくは児童の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終えた日等から3年を経過していない者に該当すると認めたとき、又は児童生徒性暴力等を行ったと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならないものとした。（第18条の20の3第1項関係）
- (六) 国は、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者及びそれ以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうちその登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明したものについて、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行った児童生徒性暴力等に関する情報等に係るデータベースを整備するものとし、都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行ったことによりその登録を取り消したとき、又はそれ以外の理由により保育士の登録を取り消した者についてその登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明したときは、当該情報等を当該データベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとした。（第

18条の20の4第1項及び第2項関係)

(七) 保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、(六)のデータベースを活用するものとした。(第18条の20の4第3項関係)

8 認可を受けていない保育施設等の設置者に関する情報等の提供の求め等に関する事項

(一) 都道府県知事は、認可を受けていない保育施設等の設置者に対して勧告を行い、又は事業の停止若しくは施設の閉鎖を命ずるために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができるものとした。(第59条第7項関係)

(二) 都道府県知事は、(一)の施設について、事業の停止又は施設の閉鎖に関する命令をした場合には、その旨を公表することができるものとした。(第59条第9項関係)

9 児童の安全の確保に関する事項

児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として児童の安全の確保を加えるものとした。(第34条の16第2項第2号及び第45条第2項第3号関係)

10 都道府県及び市町村の支弁に関する事項

(一) 児童相談所長が児童又はその保護者を児童家庭支援センター等に委託して指導させる場合等におけるこれらの指導に要する費用は、都道府県の支弁とするものとした。(第50条第6号の4関係)

(二) 里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用は、都道府県の支弁とするものとした。(第50条第7号関係)

(三) 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用は、満20歳以上の措置解除者等で2の(二)に該当する者についても都道府県の支弁とするものとした。(第50条第7号の3関係)

(四) 2の(四)の(2)の措置に要する費用は、市町村の支弁とするものとした。(第51条第2号の2関係)

二 母子保健法の一部改正

1 市町村は、母子保健に関する相談に応じなければならないものとし、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の支援を行うものとした。(第9条の2関係)

2 一の1の(二)のこども家庭センターは、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、母子保健に関する相談や保健指導、1の支援等の事業を行うものとした。(第22条関係)

三 社会福祉法の一部改正

一の2の(三)の(1)の親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表

明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業並びに一の三の（一）の（１）の里親支援センターを営営する事業を第２種社会福祉事業に追加するものとした。（第２条第３項第２号関係）

#### 四 売春防止法の一部改正

婦人相談所長は、要保護女子であって配偶者のない女子等及びその者の監護すべき児童について、一の二の（三）の（１）のニの妊産婦等生活援助事業の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該事業の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならないものとした。（第３６条の２関係）

#### 五 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

児童相談所長が、児童虐待を受けたと思われる児童等のうち一の二の（三）の（１）のニの妊産婦等生活援助事業、一の二の（三）の（２）のロの一時預かり事業、一の二の（三）の（１）のホの子育て世帯訪問支援事業、一の二の（三）の（１）のへの児童育成支援拠点事業又は一の二の（三）の（１）のトの親子関係形成支援事業の実施が適当であると認めるものを、これらの事業の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知するものとした。（第８条第２項関係）

#### 六 国家戦略特別区域法の一部改正

国家戦略特別区域限定保育士の登録に関して、一の七と同様の改正を行うこととした。（第１２条の５関係）

#### 第三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第３条～第２３条関係）

#### 第四 施行期日

この法律は、令和６年４月１日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

- 一 一の八 令和４年９月１５日
- 二 一の七（（一）から（五）までに限る。）及び九並びに六の一部 令和５年４月１日
- 三 一の七（（六）及び（七）に限る。）及び六の一部 公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 一の五の（一） 公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日

児童福祉法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年六月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十六号

児童福祉法等の一部を改正する法律

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第九項」の下に、「第十八条の二十の二第二項」を加え、同項ただし書中「以下」を「第九項において」に改め、同条第九項中「する。」の下に「第十八条の二十の二第二項」を加える。

第十八条の五第二号中「処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない」を「処せられた」に改め、同条第三号中「二年」を「三年」に改め、同条第四号及び第五号中「又は」を「若しくは第三号又は」に、「二年」を「三年」に改める。

第十八条の十九第一項に次の一号を加える。

三 第一号に掲げる場合のほか、児童生徒性暴力等(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。)を行つたと認められる場合

第十八条の二十の次に次の二条を加える。

第十八条の二十の二 都道府県知事は、次に掲げる者（第十八条の五各号のいずれかに該当する者を除く。以下この条において「特定登録取消者」という。）については、その行つた児童生徒性暴力等の内容を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができる。

一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士又は国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。次号及び第三項において同じ。）の登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

都道府県知事は、前項の規定により保育士の登録を行うに当たつては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定による保育士の登録を行うおとす際に必要があると認めるときは、第十八条の十九の規定により保育士の登録を取り消した都道府県知事（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九の規定により国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消した都道府県知事を含む。）その他の関係機関に対し、当該特定登録取消者についてその行つた児童生徒性暴力等の内容を調査し、保育士の登録を行うかどうかを判断するために必要な情報の提供を求めることができる。

第十八条の二十の三 保育士を任命し、又は雇用する者は、その任命し、又は雇用する保育士について、第十八条の五第二号若しくは第三号に該当すると認めるとき、又は当該保育士が児童生徒性暴力等を行つたと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による報告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第三十四条の十六第二項第二号中「処遇」の下に「及び安全」を加え、「及び秘密」を「並びに秘密」に改める。

第四十五条第二項第三号中「処遇」の下に「及び安全」を加え、「及び秘密」を「並びに秘密」に改め、「妊産婦の安全の確保」を削る。

第五十九条第六項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができる。

第五十九条に次の一項を加える。

都道府県知事は、第五項の命令をした場合には、その旨を公表することができる。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の十七」を「第二十一条の十八」に改める。

第六条の二の二第二項中、「医療型児童発達支援」を削り、同条第二項中「の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練」を「及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援」に、「供与する」を「供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対して行われるものに限る。第二十一条の五の二第一号及び第二十一条の五の二十九第一項において同じ。）を行う」に改め、同条第四項中「除く。」の下に「又は専修学校等（同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四條第一項に規定する各種学校をいう。以下この項において同じ。）を、障害児」及び「専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が認める者に限る。」を加え、

「訓練」を「支援」に改め、同条第五項中、「医療型児童発達支援」を削り、「及び」に「付与」を「習得並びに」に、「訓練」を「支援」に改め、同条第八項中「指定障害児通所支援事業等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第六条の三第一項中「住居」の下に「その他内閣府令で定める場所」を加え、同項第一号中「次号において」を「以下」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるものうち、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒であること、同法第八十三条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

第六条の三第三項中「必要な保護」の下に「その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。）」を加え、同条第七項中「家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第二項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うこと。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児」を「次に掲げる者」に改め、場所」の下に「第二号において「保育所等」という。」を加え、同項に次の各号を加える。

一 家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第二項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うこと。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児

二 子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児

第六条の三第九項第一号中「特別区の区長を含む。以下同じ。」を削り、同条に次の七項を加える。

この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、社会的養護自立支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、意見表明等支援事業とは、第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、妊産婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七條の二第二項に規定する特別養子縁組（以下単に「特別養子縁組」という。）に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、子育て世帯訪問支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、子育て世帯訪問支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、親子関係形成支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

第七条第一項中「及び児童家庭支援センター」を、「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改め、同条第二項中「指定発達支援医療機関に入院する障害児に」を「独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院する障害児に」に、「指導及び知識技能の付与」を「における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援」に改める。

第十条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とする認めらるる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

第十条の二を次のように改める。

第十条の二 市町村は、子ども家庭センターの設置に努めなければならない。

子ども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

子ども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定子ども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、子ども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第十一条第一項第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項に規定する」及び「第三十三号の六の二において「特別養子縁組」という。」を削り、同号に次のように加える。

児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

又 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。

第十一条第四項中「次項において」を「以下」に改める。

第十二条の四中「施設」の下に「以下「一時保護施設」という。」を加え、同条に次の二項を加える。

都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 一時保護施設に配置する従業者及びその員数

二 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

第十三条第二項中「児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「及び」という。）を削り、同条第三項第八号中「前各号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第七号」を「第八号及び第六項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの

第十三条第六項中「以上」の下に「第三項第一号に規定する者のうち、内閣府令で定める施設において二年以上相談援助業務に従事した者その他の内閣府令で定めるものにあつては、おおむね三年以上」を加え、同条第十項中「第三項第一号」を「第三項第二号」に改める。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

第十八条の二十の四 国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等に関する情報その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする。

一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行つたことによりその登録を取り消したとき、又は保育士の登録を取り消された者（児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者を除く。）の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベース（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第一項のデータベースを含む。）を活用するものとする。

第二十一条の五の二第一号中「児童発達支援」の下に「治療に係るものを除く。」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十一条の五の三第一項中「又は指定発達支援医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）を削る。

第二十一条の五の七第十項、第十一項及び第十三項並びに第二十一条の五の十四中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十一条の五の十五第三項中「医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。」を削る。

第二十一条の五の十八第一項中「及び指定発達支援医療機関の設置者（以下「指定障害児事業者等」という。）を削り、同条第二項及び第三項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十一条の五の十九第一項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「又は指定発達支援医療機関」を削り、同条第二項及び第四項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十一条の五の二十二第三項中「第一項（及び）において準用する場合を含む。」を削り、同条第二項を削る。

第二十一条の五の二十三第一項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「（指定発達支援医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項及び第五項において同じ。）を削り、同項第一号中「又は指定発達支援医療機関」を削り、同条第二項及び第三項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「又は指定発達支援医療機関」を削る。

第二十一条の五の二十六第一項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第二項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第四号中「及び指定発達支援医療機関の設置者」を削り、同条第三項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十一条の五の二十七第一項及び第二十一条の五の二十八第一項から第三項までの規定中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十一条の五の二十九第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、同条第三項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十一条の五の三十及び第二十一条の五の三十二中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十一条の九中「及び子育て援助活動支援事業」を「子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業」に改める。

第二章第二節第六款中第二十一条の十七の次に次の一条を加える。

第二十一条の十八 市町村は、第十条第一項第四号に規定する計画が作成された者、第二十六条第一項第八号の規定による通知を受けた児童その他の者の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下この条において「家庭支援事業」という。）の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業（当該市町村が実施するものに限る。）の利用を奨励し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による奨励及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該奨励及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができる。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条の二 都道府県等は、児童及び妊産婦の福祉のため、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内において、妊産婦等生活援助事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第二十三条の三 妊産婦等生活援助事業を行う都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は売春防止法第三十六条の二の規定による報告又は通知を受けた妊産婦又はその者の監護すべき児童について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、妊産婦等生活援助事業の利用を奨励しなければならない。

第二十四条の十九に次の一項を加える。

都道府県は、障害児入所施設に在所し、又は指定発達支援医療機関に入院している障害児並びに第二十四条の二十四第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給を受けている者及び第三十一条第二項若しくは第三項又は第三十一条の二第一項若しくは第二項の規定により障害児入所施設に在所し、又は指定発達支援医療機関に入院している者が、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について、市町村その他の関係者との協議の場を設け、市町村その他の関係者との連携及び調整を図ることその他の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の二十四第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第二十四条の十九」の下に「第四項を除く。」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所給付費等の支給を受けている者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものであるとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十歳に達した後においても、当該者からの申請により、当該者が満二十三歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き障害児入所給付費等を支給することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二十五条の二第五項中「母子保健法第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

第二十五条の七第一項第三号中「が適当」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当」に改め、同条第二項第三号中「助産」を「妊産婦等生活援助事業の実施、助産」に改め、同項第四号中「が適当」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当」に改める。

第二十五条の八第三号中「保育の利用等」を「妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等」に改め、同条第四号中「が適当」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施又は保育の利用等」に改め、同条第五号中「保育の利用等」を「妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等」に改め、同条第六号中「が適当」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当」に改め、同項第八号中「子育て援助活動支援事業」を「一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」に改める。

第三十条の二中「第四十四条の三」を「第四十四条の四」に改める。

第三十一条第二項中「限る」の下に、「。次条第一項において同じ」を加え、「同項第三号」を「第二十七條第一項第三号」に改め、同条第三項中「限る」の下に、「。次条第二項において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 都道府県は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものである者として内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者を障害児入所施設に在所させる措置を採ることができる。

都道府県は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者又は委託を継続して指定発達支援医療機関に入院している肢体不自由のある者若しくは重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものである者として内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所又は入院させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者をこれらの施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

前二項の規定による措置は、この法律の適用については、第二十七條第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなす。

第一項又は第二項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第三十二条第二項中「実施の権限」の下に、「第二十一条の十八第一項の規定による勸奨及び支援並びに同条第二項の規定による措置に関する権限」を加える。

第三十三条第八項第二号中「が適当」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当」に改める。

第三十三条の三の次に次の二条を加える。

第三十三条の三の二 都道府県知事は、次に掲げる措置に関して必要があるとき認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他必要な関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

一 第二十六条第一項第二号に規定する措置  
二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第二項に規定する措置  
三 第三十三条第一項又は第二項に規定する措置

前項の規定により都道府県知事又は児童相談所長から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

三 第二十八条第二項ただし書の規定に基づき第二十七條第一項第三号の措置の期間を更新する場合  
四 第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

第三十三条の四第一号中「第二十一条の六」の下に、「第二十一条の十八第二項」を加え、同条第五号中「満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等」を「措置解除者等」に改める。

第三十三条の五中「第二十一条の六」の下に、「第二十一条の十八第二項」を加える。

第三十三条の六第一項中「満二十歳未満義務教育終了児童等」を「第六条の三第一項各号に掲げる者（以下この条において「児童自立生活援助対象者」という。）の」に、「その満二十歳未満義務教育終了児童等」を「その児童自立生活援助対象者」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「満二十歳未満義務教育終了児童等」を「児童自立生活援助対象者」に改め、同条第六項を削る。

第三十三条の六の三を第三十三条の六の五とし、第三十三条の六の二を第三十三条の六の四とし、第三十三条の六の次に次の二条を加える。

第三十三条の六の二 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第三十三条の六の三 社会的養護自立支援拠点事業を行う都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、社会的養護自立支援拠点事業の利用を奨励しなければならない。

第三十三条の十及び第三十三条の十四第二項中「第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設」を「一時保護施設」に改める。

第三十四条の七中「同条第六項において準用する場合を含む。」を削り、同条の次に次の六条を加える。

第三十四条の七の二 都道府県は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の七の三 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

**第三十四条の七の四** 都道府県知事は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分と違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童若しくはその保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

**第三十四条の七の五** 都道府県は、妊産婦等生活援助事業を行うことができる。国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、妊産婦等生活援助事業を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、妊産婦等生活援助事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

妊産婦等生活援助事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

**第三十四条の七の六** 都道府県知事は、児童及び妊産婦の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

**第三十四条の七の七** 都道府県知事は、妊産婦等生活援助事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分と違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る妊産婦、児童若しくはその保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十一中「地域子育て支援拠点事業」の下に、「子育て世帯訪問支援事業又は親子関係形成支援事業」を加える。

第三十四条の十七の次に次の二条を加える。

**第三十四条の十七の二** 市町村は、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、児童育成支援拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

児童育成支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

**第三十四条の十七の三** 市町村長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童育成支援拠点事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

市町村長は、児童育成支援拠点事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分と違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童若しくはその保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の二十第一項第三号中「児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する」を削る。

第四十二条第一号中「日常生活の指導」を「並びに日常生活における基本的な動作」に、「付与」と及び「習得のための支援」に改め、同条第二号中「指導」を「における基本的な動作及び」に、「付与及び」を「習得のための支援並びに」に改める。

第四十三条中「次の各号に掲げる区分に応じ」を「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として」に、「当該各号に定める支援を提供する」を「高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う」に改め、同条各号を削る。

**第四十四条の三** 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

里親支援センターの長は、里親支援事業及び前項に規定する援助を行うに当たっては、都道府県、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、他の児童福祉施設、教育機関その他の関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めなければならない。

第四十八条の三中「児童家庭支援センター」の下に、「里親支援センター」を加える。

第四十八条の四中「対して」を「対して」に、「行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対して、その行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第四十九条を次のように改める。

**第四十九条** この法律で定めるもののほか、第六条の三各項に規定する事業及び児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四 児童相談所長が第二十六条第一項第二号に規定する指導を委託した場合又は都道府県が

第二十七条第一項第二号に規定する指導を委託した場合におけるこれらの指導に要する費用を第五十条第七号中「除く」を「除き、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を含む」に改め、同条第七号の三中「満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。」を削る。

第五十一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第二十一条の十八第二項の措置に要する費用

第五十六条第二項中「から第七号の三までに規定する費用」の下に「同条第七号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。」を加える。

第五十六条の六第一項中「第二十一条の六」の下に、「第二十一条の十八第二項」を加え、同条第三項中「児童自立生活援助事業」の下に、「社会的養護自立支援拠点事業」を加える。

第五十七条の二第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第六十二条第四号中「同条第二項において準用する場合を含む。」を削る。

**第三条** 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第一項中「第三十三条第十項」を「第三十三条第十九項」に改める。

第二十八条第二項ただし書中「第九項」を「第十八項」に改める。

第三十一条第四項第二号中「第三十三条第八項から第十一項まで」を「第三十三条第十七項から第二十項まで」に改める。

第三十一条第四項第二号中「第三十三条第八項から第十一項まで」を「第三十三条第十七項から第二十項まで」に改める。

第三十三条第一項中「児童相談所長は」の下に、「児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて」を加え、同条第二項中「都道府県知事は」の下に、「前項に規定する場合であつて」を加え、同条第三項中「前二項を」第一項及び第二項に改め、同条第七項中「第五項本文」を「第十四項本文」に改め、同条第九項中「第十一項を」第二十項に改め、同条第十項中「第八項各号」を「第十七項各号」に改め、同条第十二項中「第八項」を「第十七項」に改め、同条第二項の次に次の九項を加える。

児童相談所長又は都道府県知事は、前二項の規定による一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して七日以内に、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に次項に規定する一時保護状を請求しなければならない。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げない。

一 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の同意がある場合

二 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

三 当該一時保護をその開始した日から起算して七日以内に解除した場合

裁判官は、前項の規定による請求（以下この条において「一時保護状の請求」という。）があつた児童について、第一項に規定する場合に該当すると認めるときは、一時保護状を発する。ただし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは、この限りでない。

前項の一時保護状には、次に掲げる事項（第五号に掲げる事項にあつては、第三項後段に該当する場合に限る。）を記載し、裁判官がこれに記名押印しなければならない。

一 一時保護を行う児童の氏名

二 一時保護の理由

三 発付の年月日

四 裁判所名

五 有効期間及び有効期間経過後は一時保護を開始することができずこれを返還しなければならない旨一時保護状の請求についての裁判は、判事補が単独ですることができ、

児童相談所長又は都道府県知事は、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときは、速やかに一時保護を解除しなければならない。ただし、一時保護を行わなければならない児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、児童相談所長又は都道府県知事は、当該裁判があつた日の翌日から起算して三日以内に限り、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければならない児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求することができる。

前項ただし書の請求を受けた地方裁判所又は家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

第七項本文の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、同項ただし書の規定による請求をするときは、一時保護状の請求についての裁判が確定するまでの間、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

第七項ただし書の規定による請求を受けた裁判所は、当該請求がその規定に違反したとき、又は請求が理由のないときは、決定で請求を棄却しなければならない。

第七項ただし書の規定による請求を受けた裁判所は、当該請求が理由のあるときは、決定で原裁判を取り消し、自ら一時保護状を発しなければならない。

第三十三条の六第四項及び第三十三条の六の三中「第三十三条第八項第二号」を「第三十三条第十七項第二号」に改める。

（母子保健法の一部改正）

第四条 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「母子健康包括支援センター」を「子ども家庭センターの母子保健事業」に改める。  
 第九条中、「相談に応じ」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（相談及び支援）

第九条の二 市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、母子保健に関する相談に応じなければならない。

2 市町村は、母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の内閣府令で定める支援を行うものとする。

第十七条の二第三項中「第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センター」を「児童福祉法第十条の二第一項の子ども家庭センター（次章において単に「子ども家庭センター」という。）」に改める。

第十九条の二第一項中「保護者に対し」の下に、「第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援」を加え、「第二十二条第二号」を「第二十二条第一項第二号」に改める。

第三章 子ども家庭センターの母子保健事業

第二十二條第一項を削り、同条第二項中「母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業を併せて第五号に掲げる事業を行うことにより」を「子ども家庭センターは、児童福祉法第十条の二第二項各号に掲げる業務のほか」に、「する施設」を「して、第一号から第四号までに掲げる事業又はこれらの事業を併せて第五号に掲げる事業を行うもの」に改め、同項第四号中「又は福祉」を削り、その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、内閣府令で定める」を「並びに第九条の二第二項の」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「母子健康包括支援センター」を「子ども家庭センター」に、「相談、指導及び助言」を「指導及び助言、第九条の二第一項の相談」に改め、同項を同条第二項とする。

（社会福祉法の一部改正）

第五条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「又は子育て援助活動支援事業」を、「子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業」に、「又は児童家庭支援センター」を、「児童家庭支援センター又は里親支援センター」に改める。

第六條の二第一号中「第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う」を「第十条の二第二項に規定することも家庭センターが行う同項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十二条第一項に規定する」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六條の四第三項中「母子保健法第二十二條第二項に規定する母子健康包括支援センター」を「児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター」に改める。

（売春防止法の一部改正）

第六條 売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六條の二中「第二十三條第二項」を「第六條の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三條第二項」に、「当該」を「当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第七条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第八條第二項第三号中「児童福祉法」の下に「第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法」を、「その」の下に「妊産婦等生活援助事業の実施又は」を加え、同項第四号中「地域子育て支援拠点事業」の下に、「同条第七項に規定する一時預かり事業」を、子育て援助活動支援事業」の下に、「同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業」を加える。
第十二條の四第五項中「第三十三條第六項」を「第三十三條第十五項」に、「第三十三條第五項本文」を「第三十三條第十四項本文」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第八条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第十二條の五第四項第二号中「処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない」を「処せられた」に改め、同項第三号中「二年」を「三年」に改め、同項第四号及び第五号中「又は」を「若しくは第三号又は」に、「二年」を「三年」に改め、同項第八号中「並びに」を「第十八條の二十の二並びに」に、「国家戦略特別区域限定保育士について」を「国家戦略特別区域限定保育士について、同法第八條第一項及び第九項並びに第十八條の二十の二の規定は保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消された者に係る国家戦略特別区域限定保育士の登録について、それぞれ」に改め、同項の表第十八條の十九第一項第一号の項中「第十八條の十九第一項第一号」の下に「及び第十八條の二十の二第一項」を加え、同項の次に次のように加える。

第十八條の二十の三 第十八條の五第二号若しくは第三号 国家戦略特別区域法第十二條の五第四項第二号若しくは第三号

第十二條の五第二項中「並びに第十八條の二十」を「第十八條の二十、第十八條の二十の二第一項及び第二項並びに第十八條の二十の三第一項」に、「読み替える」を「同法第十八條の二十の二第二項中「都道府県児童福祉審議会」とあるのは「市町村児童福祉審議会」と、同条第三項中「都道府県知事は」とあるのは「試験実施指定都市の長は」と読み替える」に改める。
第九条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。
第十二條の四第一項中「同条第七項」を「同条第七項第一号」に改める。
第十二條の五第一項中「第四十八條の四第三項」を「第四十八條の四第三項、同条第八項中「第十八條の二十の二」の下に、「第十八條の二十の四第三項」を加え、「第四十八條の四第二項」を「第四十八條の四第三項」に改め、「登録について」の下に、「同法第十八條の二十の四第三項の規定は国家戦略特別区域限定保育士を任命し又は雇用する者について」を加え、同条第十二項中「並びに第十八條の二十の三第一項」を「第十八條の二十の三第一項並びに第十八條の二十の四第二項」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第七條、第八條及び第十七條の規定 公布の日
二 第一条中児童福祉法第五十九條の改正規定 公布の日から起算して三月を経過した日
三 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)及び第八條の規定並びに附則第三條及び第十五條の規定 令和五年四月一日
四 第二条中児童福祉法第十八條の二十の三の次に一條を加える改正規定並びに第九条中国家戦略特別区域法第十二條の五第四項の改正規定(第四十八條の四第二項)を「第四十八條の四第三項」に改める部分を除く)及び同条第十二項の改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条の規定及び第七条中児童虐待の防止等に関する法律第十二條の四第五項の改正規定並びに附則第十四條の規定及び附則第二十二條中家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)別表第一の改正規定(百二十八の二の項に係る部分に限る。) 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、第二条の規定(前条第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第十三條第三項第一号の規定の施行の状況、児童その他の者に対する同項第三号に規定する相談援助業務に従事する者に係る資格の取得状況その他の状況を勘案し、次に掲げる事項に係る環境を整備しつつ、児童の生命又は心身の安全を確保する観点から、児童福祉法に關し専門的な知識及び技術が必要とする支援を行う者(以下この項において「支援実施者」という。)に關して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、この法律の施行後二年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 支援実施者が実施すべき業務の内容、支援実施者に必要な専門的な知識及び技術に係る内容並びに教育課程の内容の明確化
二 支援実施者を養成するために必要な体制の確保
三 支援実施者がその能力を発揮して働くことができる施設その他の場所における雇用の機会の確保

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法及び母子保健法(以下この項において「改正後の両法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の両法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(保育士の欠格事由等に関する経過措置)

第三条 第一条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の児童福祉法(以下この条において「第三号改正後児童福祉法」という。)第十八條の五(第一号を除く。)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第十五條において「第三号施行日」という。)以後の行為により第三号改正後児童福祉法第十八條の五各号(第一号を除く。)に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る欠格事由については、なお従前の例による。

2 第三号改正後児童福祉法第十八條の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

3 第三号改正後児童福祉法第十八條の二十の二の規定は、第三号施行日以後の行為により同条第一項各号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為により同項各号に該当する者については、適用しない。

(児童発達支援に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第六條の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援(以下「旧医療型児童発達支援」という。)に係る旧児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に、新児童福祉法第六條の二の二第二項に規定する児童発達支援(以下「新児童発達支援」という。)に係る新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされた者に係る児童福祉法第二十一條の五の十六第二項に規定する指定の有効期間(以下この項において「有効期間」という。)は、この法律の施行の際現にその者が受けている旧児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定に係る有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 旧児童福祉法第六条の二の第三項に規定する指定発達支援医療機関は、施行日に、新児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

3 施行日前行われた旧児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援（次項において「指定通所支援」という。）であつて、旧医療型児童発達支援に係るものについての同条第一項の規定による障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前行われた旧児童福祉法第二十一条の五の四第一項第一号の規定による指定通所支援又は同項第二号に規定する基準該当通所支援であつて、旧医療型児童発達支援に係るものについての同項の規定による特例障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧医療型児童発達支援に係る児童福祉法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定を受けている障害児の保護者は、施行日に、新児童発達支援に係る同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

6 施行日前行われた旧児童福祉法第二十一条の五の十二第二項の規定による障害児通所支援（旧児童福祉法第六条の二の第二項に規定する障害児通所支援をいう。）であつて、旧医療型児童発達支援に係るものについては、旧児童福祉法第二十一条の五の十二第二項の規定による高額障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。

7 施行日前行われた旧児童福祉法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療に係る同項の規定による肢体不自由児通所医療費の支給については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に児童福祉法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（旧医療型児童発達支援に係るものに限る。）についての同条第二項の規定による届出を行つてこの法律の施行の際現に当該障害児通所支援事業等を行っている者は、施行日に、同条第一項に規定する障害児通所支援事業等（新児童発達支援に係るものに限る。）についての同条第二項の規定による届出を行つて当該障害児通所支援事業等を行っているものとみなす。

（児童自立生活援助に関する経過措置）

5 施行日前行われた旧児童福祉法第六条の三第一項第二号に規定する満二十歳以上義務教育終了児童等であつて同項に規定する児童自立生活援助の実施を受けているものうち、満二十二歳未満である者については、満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間は、新児童福祉法第六条の三第一項第二号に掲げる者に該当するものとみなす。

2 新児童福祉法第五十条第七号の三、第五十三条及び第五十六条第二項の規定は、施行日以後に行われる新児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助の実施に要する費用について適用し、施行日前行われた旧児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助の実施に要する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

（一時保護施設の基準に関する経過措置）

6 新児童福祉法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設に係る同条第二項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準をもつて、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

7 新児童福祉法第二十四条の二十四第二項の規定による障害児入所給付費等（児童福祉法第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等をいう。）の支給の申請は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、この法律の施行前においても、児童相談所長の意見を聴くことができる。

（障害児入所施設に在所させる措置等に関する経過措置）

8 都道府県知事は、新児童福祉法第三十一条の二第一項又は第二項の場合においては、この法律の施行前においても、児童相談所長の意見を聴くことができる。

（意見聴取等措置に関する経過措置）

9 新児童福祉法第三十三条の三の三ただし書の規定は、施行日以後に行われる同条各号に規定する措置について、適用する。

（親子再統合支援事業等に関する経過措置）

10 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十五項に規定する親子再統合支援事業、同条第十六項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第十七項に規定する意見表明等支援事業又は同条第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業に相当する事業を行っている国及び都道府県以外の者についての新児童福祉法第三十四条の七の二第二項又は第三十四条の七の五第二項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「令和六年六月三十日まで」とする。

2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業又は同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業に相当する事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者についての社会福祉法第六十九条第一項の規定の適用については、同項中「事業開始の日から一月以内」とあるのは、「令和六年六月三十日まで」とする。

3 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業に相当する事業を行っている国、都道府県及び市町村以外の者についての新児童福祉法第三十四条の七の二第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「令和六年六月三十日まで」とする。

（児童発達支援センターに関する経過措置）

11 この法律の施行前に児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得てこの法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センター又は同条第二号に規定する医療型児童発達支援センターを設置している者は、施行日に、それぞれ児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなす。

（里親支援センターの基準に関する経過措置）

12 新児童福祉法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センターに係る新児童福祉法第四十五条第一項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する内閣府令で定める基準をもつて、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

（都道府県知事又は児童相談所長の指導に要する費用に関する経過措置）

13 新児童福祉法第五十条第六号の四及び第五十三条の規定は、児童福祉法第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定による委託に係る指導であつて施行日以後に行われるものに要する費用について適用し、施行日前行われた当該指導に要する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

（一時保護の手続に関する経過措置）

14 第三条の規定による改正後の児童福祉法第三十三条第三項から第十一項までの規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後に開始される一時保護について適用し、同日前に開始された一時保護については、なお従前の例による。

第十五条 (国家戦略特別区域限定保育士の欠格事由に関する経過措置)  
 第十五条 第八条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二条の五第四項(第一号を除く。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項各号(第一号を除く。)に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る欠格事由については、なお従前の例による。  
 (罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
 (政令への委任)  
 第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
 (身体障害者福祉法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条の二十四第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第三十一条第五項」の下に「又は第三十一条の二第三項」を加える。  
 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第九条第三項  
 二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第三項  
 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第十九条第四項

(住民基本台帳法の一部改正)  
 第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
 別表第二の五の五の項中「同条第六項において準用する場合を含む。」を削り、同表の五の十一の項中「よる」の下に「同法第九条の二第二項の相談、同条第二項の支援」を加え、「第二十二條第二項の母子健康包括支援センター」を「第二十二條第一項のこども家庭センター」に改める。  
 別表第三の七の二の項中「同条第六項において準用する場合を含む。」を削る。  
 別表第四の四の五の項中「同条第六項において準用する場合を含む。」を削り、同表の四の十一の項中「よる」の下に「同法第九条の二第二項の相談、同条第二項の支援」を加え、「第二十二條第二項の母子健康包括支援センター」を「第二十二條第一項のこども家庭センター」に改める。  
 別表第五第八号の二中「同条第六項において準用する場合を含む。」を削る。  
 (児童手当法の一部改正)

第二十条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第三項第二号中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。  
 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の一部改正)

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「第六条の三第七項」を「第六条の三第七項第一号」に改める。  
 一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第九項  
 二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第三項  
 (家事事件手続法の一部改正)

第二十二条 家事事件手続法の一部を次のように改正する。  
 別表第一の百二十八の二の項中「第三十三條第五項」を「第三十三條第十四項」に改め、同表の百二十八の三の項中「第三十三條の六の二第二項」を「第三十三條の六の四第一項」に改める。  
 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第二十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一の四十九の項及び別表第二の六十九の二の項第二欄中「よる」の下に「相談、支援」を加え、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄  
 法務大臣 古川 禎久  
 厚生労働大臣 後藤 茂之

# 認可外保育施設の質の向上に関する議論のまとめ

幼児教育・保育の無償化に関する協議の場

都道府県と市町村に関わる実務ワーキンググループ

令和4年3月1日

# 1. はじめに

- 幼児教育・保育の無償化に関する協議の場（幹事会）においては、幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うこととしており、実務を担う都道府県と市区町村の御意見を伺いながら議論を深めるため、その下に「都道府県と市町村に関わる実務ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置している。
- 本WGでは、令和3年6月以降、認可外保育施設の質の向上を図るための諸論点について、WGを構成する都道府県、市区町村、国（内閣府子ども・子育て本部、文部科学省、厚生労働省）の間で議論を重ねてきた（全国知事会、全国市長会、全国町村会のそれぞれの事務局もオブザーバーとして参加。）。
- 本資料は、WGにおけるこれまでの議論を踏まえ、今後の認可外保育施設の質の向上に向けた取組の方向性について取りまとめたものである。

## 2. 総論

### (1) 議論の前提

- 認可外保育施設が無償化の対象となるには、**都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たすことが必要**。ただし、経過措置として**5年間の猶予期間**を設定（この間は届出さえなされていれば無償化の対象となる）。
  - 5年間の経過措置期間の終了後は、認可外保育施設が無償化措置の対象となるには、国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たすことが条件となる。
- この措置については、改正附則において、**無償化施行後2年後を目途に**、認可外保育施設の無償化の**実施状況を検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる**旨が定められている。

#### <認可外保育施設に係る主な状況>

- ・ 認可外保育施設のうち国の指導監督基準を満たせていない施設が**約4割**。
- ・ 認可保育所等への**移行を希望しない施設が約7割**。
- ・ 認可外保育施設の届出**施設数は約19,000か所**。**利用児童数は約24万人**。

#### <参考条文>

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号) 附則

(児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設に関する経過措置)

第四条 新法第八条に規定する子育てのための施設等利用給付については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、…(略)…)を同号に掲げる施設とみなして、新法…(略)…の規定を適用する。

2・3 (略)

(検討)

第十八条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、附則第四条の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 2. 総論

### (2) 検討の方向性

**前頁の前提や状況を踏まえ**、今後、認可外保育施設の**質の向上に向けて**、**速やかに講ずるべき対応策**について、特に、以下の「検討視点」に沿って検討。

#### 検討視点①

指導監督基準を満たすことが無償化措置の条件となることの前提として、都道府県等に対して届出された全施設について、当該都道府県等による基準適合判定が可能な状況になっているか。そうでないとすれば、その状況を実現するため、どのような対応が必要か。

#### 検討視点②

認可外保育施設の質の維持・向上に向けて、指導監督基準の内容、指導監督体制、質の低い施設への対応策、認可外保育施設や都道府県等に対する必要な支援のあり方等といった観点から、どのような対応が必要か。

### 3. 具体的な対応策など（検討視点①）～①地方自治体の体制

#### 現 状

- 多くの自治体において、2～3人を1組として認可外保育施設に立入調査を実施しているところであり、**職員1人あたりの施設数が少ない自治体ほど立入調査の実施率が高い傾向**が見られる。また、多くの自治体で、社会福祉法人や認可保育所等の指導監督も兼務している状況にある。
- **市町村においては、幼児教育・保育の無償化に伴う確認業務等**もあり、政令市・中核市等の場合には、認可外保育施設の業務も重なっている状況。
- **担当職員が指導監督基準の解釈等に悩む場面**も多い。

#### 課 題

- 各地方公共団体の人員体制については、組織全体としての定員管理計画等が定められており、何らかの支援があったとしても、すぐさま認可外保育施設の指導監督等を担当する常勤職員を増員できるとは限らないことから、**限られた人員体制の中で事務を効率的に行えるよう、各地方公共団体の常勤職員の業務負担を軽減する方策**を検討すべきである。
- 認可外保育施設の指導監督を担当する職員の人材育成に関して、**研修の機会も少なく、指導監督基準の解釈等に悩む場面において参考となる資料等がない**との意見もあり、担当職員が、**認可外保育施設に対する指導監督に関する知識等を効率的に習得できる方策**が必要である。

### 3. 具体的な対応策など(検討視点①)～①地方自治体の体制

#### 対応策 ①

- 現在、国庫補助事業として実施している「巡回支援指導員」については、主に事故防止等に関する助言・指導のために配置されているケースが多い。
- また、補助事業の実施要綱上、巡回支援指導員が立入調査等に関与することについては、「事前準備に係る補助」や「指導監査等実施後の保育所等への事後的支援の実施」に限られているところであり、指導監督指針においても、特段、「巡回支援指導員」が立入調査等に関与することについての記載はない。
- そこで、**一定の条件の下、「巡回支援指導員」が、立入調査等に関与できる範囲を明確化することを検討すべき**である。
  - (※)「一定の条件」としては、「職員(会計年度任用職員を含む。)として、巡回支援指導員を配置すること」や、「問題が多いと考えられる施設には常勤職員を含む指導監督班において対応すること」などが考えられる。
- また、地方公共団体において「巡回支援指導員」をより活用しやすくなるよう、**活用方法や事例を示すこと**についても合わせて検討すべきである。
  - (※)一部の自治体においては、施設に対する指導・助言を担当する部署と、監査を担当する部署を分けることにより、効果的な指導監督を図っている事例もあることに留意が必要。

#### 対応策 ②

- 国において、地方公共団体が指導監督基準等の解釈に迷うケース、地方公共団体ごとに運用が異なるケースなどに関する調査を実施した上で、施設型・居宅訪問型ともに、**指導監督基準等に関するQ & Aを作成**することを検討すべきである。
- 加えて、地方公共団体の担当職員が、指導監督基準等について、より効果的・効率的に知識習得を行うことを可能とし、かつ、多忙な認可外保育施設の職員等も容易に理解できるような、**指導監督基準等についての分かりやすい資料**(映像資料を含む)**を、国において作成**すべきである。

### 3. 具体的な対応策など（検討視点①）～②基準適合判定の在り方

#### 現 状

- 認可外保育施設が、「国の指導監督基準」を満たしていることについて、都道府県等が証明書を交付する仕組みが構築されている（証明書通知）。
- 証明書通知の「証明書交付要領」においては、証明書の交付は、立入調査を実施し、国の指導監督事項の全項目について適合していることを確認した場合に交付することとされている。ただし、ベビーシッターや5人以下の施設の場合には、立入調査に代えて集団指導によることができる例外がある。
- また、**現行の認可外保育施設の指導監督指針**においては、**既に一定程度、立入調査が柔軟化**されている部分がある。（例：前年の立入調査において、適正な運営がされており指導監督基準を満たしていた施設については、次年度において、一部の項目は書面等による確認のみ行うなど（次頁参照））
- また、昨年度は、新型コロナウイルスの影響下という特殊状況の中ではあったものの、前年度優良であった施設について書面での監査等を試みた地方自治体の例がある。

#### 課 題

- 施設数が多いなどの理由により、立入調査の実施率が低い地方自治体においても、今後、基準適合判定を着実に実施できるようにしていく必要があるところ、**現行の指導監督指針において、既に一定程度、立入調査が柔軟化されている部分もあることを念頭に置いた上で、効果的・効率的な基準適合判定が可能となる方策**について検討する必要がある。

# 3. 具体的な対応策など（検討視点①）～②基準適合判定の在り方

## 対応策

- 認可外保育施設の質の維持・向上の観点から、指導監督指針に定める「年1回以上の立入調査」の原則については維持することとすべきである。
- 現行の指導監督指針において、既に立入調査の頻度、対象施設の絞込み、書面による確認等の調査手法の観点などから柔軟化が図られていることから、**国において、現行の指導監督指針の記載について改めて周知するほか、書面による確認を行う際のチェックシートのひな形などを示すなどの対応を検討すべきである。**

※ なお、WGにおいては、現行の指導監督指針の記載について不十分であるとの意見はなされなかったところだが、国においては、引き続き、地方自治体の状況を注視しつつ、更なる改善の余地がないか検討を行うべきである。

### （参考）認可外保育施設指導監督の指針 - 抜粋 -

#### 第2 通常の指導監督

#### 3 立入調査

##### (1) 立入調査の対象

##### ① 通常の立入調査の対象

（留意事項15）認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあつては、例えば、前回の立入調査の結果や、立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと。

また、立入調査を行う場合であっても、前年の立入調査において、適正な運営がされており指導監督基準を満たしていた施設については、次年度において、一部の項目は書面等による確認のみ行うなど、項目を絞って実施することもやむを得ないこと。さらに、相当の長期間経営されている認可外保育施設であつて児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告の徴収は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適當ではないこと。

しかしながら、これらの場合にあつても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと。

### 3. 具体的な対応策など（検討視点②）～③指導監督基準適合に向けた支援

#### 現 状

- **指導監督基準への適合状況**については、**全体では59.8%**。内訳としては、ベビーホテルは45.9%、事業所内保育施設は62.5%、その他の認可外保育施設は57.8%となっている。（「令和元年度 認可外保育施設の現況取りまとめ」より）
- 基準不適合の上位10項目は、施設類型ごとに（項目の順位に多少の違いはあるものの）、ほぼ同一の項目が挙がっている。特に「施設及びサービスに関する内容の掲示」、「非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定・訓練の実施」、「乳幼児の健康診断の実施」が上位となっている。
- 認可への移行状況については、近年、認可化移行運営費支援事業を活用する施設数、認可へ移行する施設数ともに、徐々に減少してきている。また、**認可外保育施設のうち**、約3割が認可保育所等への移行を希望するが、**残りの約7割は認可外保育施設として運営を続ける予定**としている。

#### 課 題

- 認可保育所等への移行を希望している認可外保育施設に対しては、引き続き、各種の支援策を活用し、認可化移行の支援を行っていくことが必要である一方で、**認可化移行を希望していない施設が多いことから、認可外保育施設の質の向上を図るための支援策の充実について、検討が必要**である。
- その際、認可外保育施設の中にも、地域における様々な保育ニーズの受け皿として機能している等の役割を担う施設から、純然たる民間サービス業ともいふべき施設まで様々であることから、**どのような施設に、どのような条件の下で、どのような支援を行うべきか、検討が必要**。

### 3. 具体的な対応策など（検討視点②）～③指導監督基準適合に向けた支援

#### 対応策

- **現行の認可外保育施設に対する財政支援施策**の多くは、**認可移行を前提**としていたり、**基準適合の証明書**の交付を受けていることを条件としているが、**それらを要件としない支援策も検討**すべきである。
- ただし、純然たる民間サービスともいふべき施設を含めて、あらゆる認可外保育施設を公費による支援対象とすることは不適切であることから、支援対象となる施設については、認可外保育施設の指導監督権限を有する**都道府県と、保育の実施主体である市区町村が、その当該地域の中で様々な保育等のニーズの受け皿としての役割を持つ施設として支援の必要性を認めて支援計画を作成し、かつ、支援を行うことですみやかに指導監督基準を満たすことができる施設に限定**することとした上で（※）、**時限的（無償化の経過措置が終了することを踏まえ、令和6年度まで）に支援を実施**することとすべきである。
  - （※）例えば、「市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める場合」などの条件が考えられる。
- 支援内容としては、当該支援が時限的なものであることを踏まえ、**人件費など経常的な経費は対象外**とした上で、基準を満たせていない理由や基準不適合の上位項目を踏まえ、**施設の改修費・移転費用、保育士の資格取得等に対する支援**を行うべきである。

### 3. 具体的な対応策など（検討視点②）～④質の低い施設に対する措置

#### 現 状

- 令和元年度のデータでは、「**指導監督基準に適合していないもの**」として把握された施設は、全体で約**4,000施設**。そのうち、**改善勧告まで至ったものは0.2%**であり、文書指導まで至ったものは約6割、口頭指導までのものは約4割弱となっている。
- 現行制度において、改善勧告、事業停止命令、施設廃止命令を行った場合には、施設所在地の市区町村長に通知することとされている（児童福祉法第59条第7項）ほか、都道府県等においては、近隣市区町村等との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図ることとされている（指導監督指針）。
- 指導監督指針においては、改善指導・改善勧告等を行うに当たっての重点調査事項の例を示しているほか、改善指導を経ることなく緊急に改善勧告を行うべき場合及びその具体例を示しており、また、事務連絡においても、過去に改善勧告等を行った地方自治体の例の共有を行っているところ。

#### 課 題

- 改善勧告等については、**具体的にどのような場合に発出できるのか、事例のようなものが示されておらず発出しにくい**との課題があり、**どのような形で、改善勧告や事業停止命令等の措置について、各地方公共団体間で情報共有を図っていくべきか**検討が必要。

### 3. 具体的な対応策など（検討視点②）～④質の低い施設に対する措置

#### 対 応 策

- 国において、児童福祉法上の改善勧告・事業停止命令・施設閉鎖命令を発出したケース等について調査を実施した上で、今後、各地方公共団体における**指導監督事務の実施にあたり参考となる事例集を作成**することを検討すべきである。
- 現行の児童福祉法においては、改善勧告については「公表することができる」との規定があるが、事業停止命令・施設閉鎖命令についてはそのような規定がなく、また、勧告・命令ともに、地方自治体間での情報共有に関する規定もないことから、今後、**改善勧告や事業停止命令等の措置に係る情報の円滑な共有が図られるよう、国において、情報の公表・共有に係る関連規定を整備**すべきである。

## 4. その他の論点について

- 前述までの事項のほか、WGにおいて、「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を**利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて**」（平成27年8月7日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）について、一般化することについても議論を行った。
- しかし、外国人児童の利用が多い施設における保育従事者の有資格者要件については、**国家戦略特区制度において既に特例が置かれているものの、現時点で未だ活用実績がなく、特区における活用状況を検証・評価した上で、全国展開を検討するという通常のプロセスを採ることができないことから、現時点で一般化することは困難である。**
- 一方で、地域の状況によっては、外国人児童の利用が多い認可外保育施設が、認可の保育施設等を補完する役割を担っている部分もあると考えられることから、11頁の「指導監督基準適合に向けた支援」の対象に含めることを可能とし、一定条件の下で、当該施設に対する支援を可能とする余地を設けるべきである。

## 5. おわりに

- 本資料において取りまとめられた対応策に沿って、国においては、求められた対応について速やかに実行に移すこととする。地方公共団体においては、国における対応も踏まえながら、各域内の認可外保育施設の質の向上に向けて、経過措置の終了時期を見据え、より効果的・効率的な指導監督及び運営支援を推進していくこととする。
- こうした取組を通じて、幼児教育・保育の無償化の認可外保育施設に関する経過措置が終了した際に、現場において混乱が生ずることのないようにしていく。

社会保障審議会 児童部会  
子どもの預かりサービスの在り方  
に関する専門委員会

議論のとりまとめ

「ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言」

令和3年（2021年）2月19日

# ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言

## 1. これまでの経緯

## 2. 基本的な考え方

- (1) わいせつ事案等への対応について
- (2) マッチングサイト及びその運営者の位置付け

## 3. 具体的な対応案

- (1) 未然防止の取組
  - ①保護者（利用者）への周知とそれに基づく保護者の適切な選択
  - ②事業者の自主的な取組の推進
  - ③マッチングサイトガイドラインの見直し
- (2) 事案への対応
  - ①事業停止命令等の期間
  - ②事業停止命令等の地理的効力等
  - ③保育士の欠格事由に関する報告
  - ④保護者への情報提供
- (3) 再発防止
  - ①事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有
  - ②事業停止命令等に関する情報の一般への公開

## 4. 中長期的な課題

## 1. これまでの経緯

- 本専門委員会は、平成26年3月に発生したベビーシッターを名乗る男の自宅から男児の遺体が発見されるという事件を受け、認可外保育施設に関する届出の対象範囲の拡大や、子どもの預かりサービスのマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）への対応について議論を行い、同年11月に議論のとりまとめを行ったところである。

このとりまとめを受け、個人のベビーシッターが認可外保育施設に関する届出の対象とされたほか、厚生労働省において「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（以下「マッチングサイトガイドライン」という。）を作成するなどの対応がとられてきた。

（注）いわゆる「ベビーシッター」という用語について、法令上の定義はないが、本とりまとめでは、以下、便宜的に、認可外の居宅訪問型保育事業者の保育従事者（個人で事業を実施している場合を含む。）を指して記載することに留意。

- また、幼児教育・保育の無償化を契機として、認可外保育施設の質の確保・向上を図る観点から、令和元年度、認可外の居宅訪問型保育事業等における保育従事者の資格に関する基準についての検討を本専門委員会で行い、一定の研修受講を基準とすることを提言した。
- そして、マッチングサイトを介したベビーシッターによるわいせつ事案が令和2年4月と同年6月に発生したことを受け、ベビーシッターによるわいせつ事案等（以下「わいせつ事案等」という。）が発生した場合の対応等を検討するため、同年8月に本専門委員会における議論を改めて開始し、関連事業者からのヒアリングを含め、これまで検討を進めてきたところである。

- ・ 第11回（令和2年8月28日）  
認可外の居宅訪問型保育事業に係る対応について
- ・ 第12回（令和2年11月9日）  
認可外の居宅訪問型保育事業に係る対応について  
関係事業者等からのヒアリング
- ・ 第13回（令和2年12月21日）  
関係事業者からのヒアリング  
自社研修等基準について  
マッチングサイトガイドラインの改正について
- ・ 第14回（令和3年1月28日）  
議論のとりまとめ（案）

## 2. 基本的な考え方

### (1) わいせつ事案等への対応について

- わいせつ事案等の対応に当たっては、まず、事業者、保護者（利用者）、行政等の関係者が、被害者となり得る者は自らの身を守る術を持たない子どもであることを肝に銘じ、それぞれの役割に応じて事案の発生を防止するための取組を進めていく（①未然防止）という視点を持つことが最も重要である。その上で、不幸にも事案が発生してしまったときに、当事者の個人情報等に配慮しながら、関係者はどのように対応するか（②事案対応）、そして再発を防止するための方策としてのようなものがあるか（③再発防止）という、三つの視点から本専門委員会は検討を行った。特に、今般の検討の契機となったわいせつ事案においては、関係するマッチングサイトの運営者について、事案発生を把握した後の情報発信が遅れたのではないかと、プライバシー等に配慮した上で情報発信が可能だったのではないかとといった指摘がなされている。本専門委員会では、こうした指摘も踏まえ検討を行った。
  
- なお、わいせつ事案等への対応の検討に当たっては、事案の性質上、①被害児童及び保護者のプライバシー保護が何よりも重要であること、②事案が発生した後も刑事司法手続において事実関係が確定するまではわいせつ事案を起こしたベビーシッターに対しても「推定無罪の原則」が適用されること、③刑が確定した後も犯罪歴はいわゆる要配慮個人情報に該当することなども考慮する必要がある。

### (2) マッチングサイト及びその運営者の位置付け

- マッチングサイトを介したベビーシッターサービスの提供・利用は、保護者とベビーシッターとの契約（以下「利用契約」という。）に基づき行われるものであり、マッチングサイト運営者は利用契約の当事者ではない。こうした法的関係を踏まえると、保護者とベビーシッターとの間にトラブルが生じた場合でも、マッチングサイトはあくまで「掲示板・プラットフォーム」に過ぎず、マッチングサイトの運営者は何ら責任を負わないとする説もあり得る。
  
- しかしながら、一部のマッチングサイトにおいて、登録しているベビーシッターの中に、児童福祉法に基づく届出を行っているか確認できない者が含まれている旨の報告がされたところであり、わいせつ事案を踏まえた対応に留まらず、マッチングサイトの運営者に対しては、子どもの安全や保護者の安心のため一層の取組を求める必要がある。
  
- マッチングサイトについては、
  - ・ マッチングサイトで仲介されるベビーシッターサービスは、子どもを単独で預かり、子どもの生命・健康・安全に大きな影響を与えるものであること
  - ・ マッチングサイト運営者は、利用契約の成立時に保護者、ベビーシッター双方から手数料等を徴収することなどにより収益を得ていること

- ・締結される利用契約のきっかけを提供することにより、利用契約の成立に重要な役割を果たしていること
  - ・利用契約の履行の重要な一部を行っている場合もあること
  - ・近時マッチングサイトを介したベビーシッターサービスの提供・利用が急速に普及しており、こうした事業の健全な発展が必要であること
  - ・さらに一部のマッチングサイト運営者は公的事業に関与していること
- などを考え合わせると、マッチングサイトの運営者は一定の責任を負うべきと考えられる<sup>1</sup>ものであり、本専門委員会においては、この考え方を基本とする。

### 3. 具体的な対応案

#### (1) 未然防止の取組

##### ① 保護者（利用者）への周知とそれに基づく保護者の適切な選択

今般の事案発生後の昨年6月、厚生労働省において、「ベビーシッターなどを利用する際の留意点」を改定し、「留意点」の周知を図ったところであるが、保護者が「留意点」に記載されている事前の確認等を行うことは極めて重要であり、引き続き、あらゆる機会を捉えて「留意点」の周知に取り組むとともに、必要に応じて見直しを行っていくべきである。

##### ② 事業者の自主的な取組の推進

本専門委員会において、ベビーシッターを雇用等する法人事業者の団体である（公社）全国保育サービス協会にヒアリングを行ったところ、従事者の適性の確認や質の確保等の観点から、加盟事業者共通の取組として誓約書の提出、登録しているベビーシッターの管理などの対応を検討しているとの回答を得た。こうした事業者の自主的な取組は未然防止の観点から極めて重要であり、厚生労働省においては、こうした取組を推進していくべきである。

##### ③ マッチングサイトガイドラインの見直し

上記2（2）で示した基本的な考え方の下、登録時の面談、届出等の事前チェックや保護者への正確な情報提供の強化等について、ガイドラインの内容を見直すとともに、保護者の選択により資するよう、厚生労働省の「子どもの預かりサービスのマッチングサイト

---

<sup>1</sup> 「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書」（平成31年4月消費者委員会オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会）において、「プラットフォーム上で締結される利用者間の契約は、利用者間の意思の合致により成立していると法的には捉えることができるものの、プラットフォーム事業者が定める取引ルールの在り方に依存している部分もある」（P.54）とした上で、「プラットフォーム事業者は、その役割に応じて取引環境の健全化を図り、利用者が、当該プラットフォーム上において、①安全に取引を行い、かつ、②合理的な選択の機会を確保するためのシステムを構築する役割を担う立場にあると指摘することができる」（P.58）とされている。

のガイドライン適合状況調査サイト」におけるマッチングサイトガイドラインへの適合状況の掲載方法などをわかりやすいものに改善すべきである（詳細については別添）。

- そして、まずは、2.（2）で示したマッチングサイトに関する基本的な考え方を踏まえ、改訂後のマッチングサイトガイドラインや利用者への情報提供の強化を通じ、各マッチングサイトの運営者における取組を促すとともに、国等の補助事業の対象となっているマッチングサイト運営者に対しては、事業の適正な執行の観点から対応や改善を求めていくべきである。

その上で、厚生労働省においては、上記の取組に対するマッチングサイトの対応状況等も踏まえ、かつ、オンラインプラットフォームに関する法規制を巡る議論等を注視しながら、更なる対応も含め、必要な検討を進めていくべきである。

## （2）事案への対応

- 現行法上、都道府県等は、ベビーシッターを含む認可外保育施設について事業停止命令や施設閉鎖命令（以下「事業停止命令等」という。）を発令することができるが、これまで個人のベビーシッターに対して事業停止命令等を発令した事例はない。今般の事案を踏まえ、ベビーシッターに対しても事業停止命令等を発令することが可能であることを関係通知（※）に明記し、わいせつ事案に係る対応の厳格化を図る必要がある。

（※）「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督の指針」（以下「指導監督指針」という。）

### ① 事業停止命令等の期間

- 事業停止命令等を発令する要件等については、厚生労働省において現行の指導監督指針の関係規定の例などを踏まえ検討することになるが、事業停止命令等の期間については、現在の保育士の欠格事由を踏まえ、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年」と設定することが合理的であると考えられる。命令の期間を無期限にする（施設閉鎖命令）ことは、他の資格制度においても、現行法上、刑に処せられた場合でもその執行から一定期間後に刑が消滅することなどとの均衡上、法制的に難しいものと考えられていることを踏まえると困難であると考えられる。

- なお、この点については、教員について、「教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。」との閣議決定（「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定））が行われている。こうした諸制度の検討を経て改正が行われた場合は、事業停止命令等の期間についても可能な限り厳しく見直し、抑止効果をより発揮するべきと考える。

○ また、原則として、刑事手続が終結し、事実関係が確定した場合に事業停止命令等を発令することとすべきである。

## ② 事業停止命令等の地理的効力等

○ 児童福祉法上、事業停止命令等の効力の地理的範囲は、発令した自治体内において有効なものと解される。この場合、事業停止命令等を受けたベビーシッターが別の自治体に転居し、そこで届出を行い、事業を開始することも想定されるが、これでは当初の事業停止命令等の趣旨が没却されることになる。

○ そこで、ある自治体（A）から事業停止命令等を受けたベビーシッターが、別自治体（B）に転居するなどして自治体（B）において預かりを実施した場合であって、当該預かりの実施が自治体（A）の事業停止命令等の有効期間の範囲内であった場合、自治体（B）は、自治体（A）から関係資料の移送等を受けた上で、別途、当該ベビーシッターに対して事業停止命令等を発令することを検討する運用とするべきである。また、その際、上記の自治体（B）が自治体（A）より関係資料の移送等を受けずとも過去の行政処分歴を把握するため、児童福祉法施行規則を改正し、ベビーシッターの届出事項に過去の行政処分歴の有無を追加することを検討すべきである。

## ③ 保育士の欠格事由に関する報告

○ 認可保育所等の施設等については、勤務する保育士について欠格事由に該当するおそれがある場合、当該施設等から都道府県への報告を求めるとしており、仮に欠格事由に該当することが明らかとなった場合、都道府県は保育士登録の取消しを行うこととしているところである。このような報告を求める対象を拡大し、ベビーシッター事業者及びマッチングサイトの運営者からも保育士の欠格事由に関する報告を求めるとすべきである。

## ④ 保護者への情報提供

○ 保護者がベビーシッターを適切に選び、利用するためには、ベビーシッターに関する正確かつ十分な情報が得られなければならない。

○ その所属するベビーシッターによる事案が発生した場合、ベビーシッター事業者やマッチングサイトの運営者は、被害者側のプライバシーに十分配慮の上、速やかに情報収集を行い、他の保護者の選択・利用に必要な情報を提供する必要がある。

○ こうした観点から、マッチングサイトガイドラインについて、別添のとおり改訂を行うべきである。ベビーシッター事業者においても、所属しているベビーシッターによる同様の事案があった場合は、同様の対応が必要である。

○ なお、内閣府の「企業主導型ベビーシッター利用支援事業」においては、事案発生以降、必要な対応を随時とってきているが、当該事業の「マッチング型」においては、今般のマッチングサイトガイドラインの改正も踏まえ、必要な対応を検討すべきである。

### (3) 再発防止

#### ① 事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有

○ わいせつ事案等が発生した場合、当該事案が発生した都道府県等の担当者が、データベース<sup>2</sup>に事案の概要を掲載して都道府県等の間で共有し、事業停止命令等が発令された場合には、その内容を当該データベースに掲載することが考えられる。

○ これにより、当該事業停止命令等を受けた者が他の自治体において届出を行い、事業を開始した場合に、当該自治体は迅速に必要な対応を検討し、実行することが可能となる。

#### ② 事業停止命令等に関する情報の一般への公開

○ どのベビーシッターが事業停止命令等を受けたかという情報（氏名等）を一般へ公開した場合、当該ベビーシッターの社会復帰全般に大きな影響を及ぼすのではないかと懸念がある一方で、当該情報は子どもの最善の利益を考慮すればベビーシッターの選択・利用において極めて重要な情報である。なお、現行の認可外保育施設の設置者・管理者に対する事業停止命令等に関する公表の取扱いについては、当該設置者等の個人名も含め公表している<sup>3</sup>。

○ こうしたことを踏まえると、自治体間で共有するデータベースに格納されている事業停止命令等に関する情報については、当該情報自体をそのまま一般に公開するのではなく、届出事項に「過去に事業停止命令等がある場合には、その旨」を追加し、この届出事項をデータベース上に公開することが考えられる（事業停止命令等を受けた場合、氏名、自治体、処分の種類、処分の日時が掲載されることが想定）。この場合には、過去の事業停止命令等に関する情報が公開されるということを認識した上で、それでもなお本人の意思でベビーシッターとしての届出を行うことになり、掲載期間も特に区切る必要はない。

○ また、行政間での共有の場合は、(2) ①で記載した、事業停止命令等を受けたベビーシッターが別の自治体に転居した場合の対応が必要なことも踏まえ、事案概要等の機微な情報も含め、同データベースを通じ共有することとする。自治体間におけるこれらの

---

<sup>2</sup> 認可外保育施設、認定こども園、保育所、幼稚園等の情報を掲載している「ここ de サーチ」（子ども・子育て支援情報公表システム。令和2年9月30日より稼働開始）を活用することを想定。

<sup>3</sup> 指導監督指針第4（3）。

情報共有に際しては、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるべきである。

- なお、情報の共有・公開に際しては被害児童及び保護者の個人情報保護が最優先事項であり、身元を特定される、風評被害を受ける、インターネット等での拡散による二次被害を受けるといった事態を発生させることはあってはならないことに留意すべきである。

#### 4. 中長期的な課題

- 例えば英国の事例を参考に、子どもに関わる職業に就く者が自ら犯歴を証明する仕組みを検討すべきとの意見もあった。

こうした制度の導入の検討においては、制度の対象となりうる職種が個人のベビーシッターや事業者に雇用されるベビーシッターのみならず、教育、児童福祉、塾、習い事などの民間のサービスなど広範にわたり、また、受刑者の社会復帰との関係、犯歴情報の管理・証明実務等刑事司法分野における議論が必要不可欠になる。したがって、本専門委員会としては、上記意見を議事録にとどめ、今後、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)<sup>4</sup>等を踏まえ、幅広い観点から議論が進むことを期待する。

---

<sup>4</sup> 同計画では、「…子供に対するわいせつ行為が行われないよう、法令等に基づく現行の枠組との関係を整理し、海外の法的枠組も参考にしつつ、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】」こととされた。

## 関連資料

### 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会の設置について

#### 1. 設置の趣旨

平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生した。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッター等の子どもの預かりサービスに係る対策を検討するため、社会保障審議会児童部会に「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

#### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、子ども家庭局総務課少子化総合対策室が同局保育課の協力を得て処理する。

#### 3. 主な検討事項

- (1) 届出制等の対象範囲の在り方
- (2) 認可外の居宅訪問型保育事業等に対する指導監督基準の在り方
- (3) マッチングサイトへの対応の在り方
- (4) 情報提供等の在り方
- (5) その他

#### 4. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

(別紙)

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略、◎委員長)

○ 委員

秋庭 慎輔 千葉市こども未来局こども未来部幼保運営課長

尾木 まり 有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長

多田 博史 東京都福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長

長崎 真由美 公益社団法人全国保育サービス協会事務局長

普光院 亜紀 保育園を考える親の会代表

松田 茂樹 中京大学現代社会学部教授

◎松原 康雄 明治学院大学名誉教授

水嶋 昌子 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長

吉田 大樹 労働・子育てジャーナリスト、  
NPO法人グリーンパパプロジェクト代表理事

(オブザーバー)

内閣府子ども・子育て本部

独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第1課